

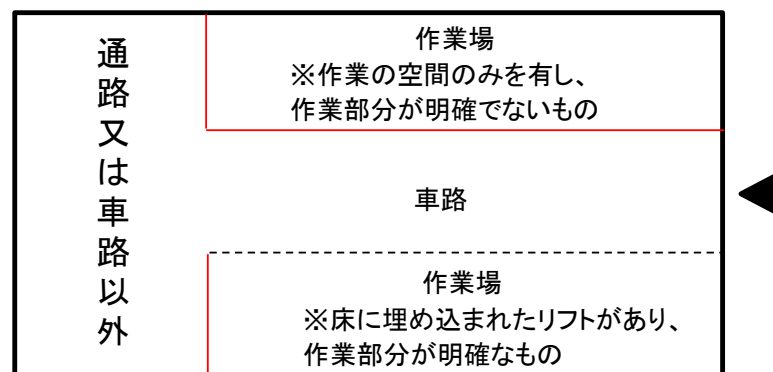
審査班マニュアル	自動車修理工場における作業場について	改訂 回目：令和 年 月 日 当初作成：令和4年4月25日
----------	--------------------	----------------------------------

質問

建築確認のための基準総則集団規定の適用事例（日本建築行政会議編集：2017年度版）の「工場における作業場」における作業場の取扱いについて解説に「自動車修理工場における作業場に入出するための通路や車路については、間仕切り壁やシャッター等が設けられているなど当該作業場部分と明確に区画されている場合は作業場として取り扱わない。」と記載があるが、間仕切り壁やシャッター等とは、どのようなものを示すものか。

回答又は対応方法、考え方又は解説

床に埋め込まれたリフトがあるなど作業部分が明確である作業場においては、当該作業場部分と車路や通路の区画は、白線等の視覚的なもので足りるものとする。ただし、通路又は車路以外の部分と作業場の区画や通路又は車路の部分と作業部分が明確でない作業場の区画は、間仕切り壁やシャッター等が必要である。



—————： 間仕切り壁やシャッター等の区画

-----： 白線等の視覚的な区画

関連法・参考資料等

建築確認のための基準総則集団規定の適用事例（日本建築行政会議編集：2017年度版）